

3月1日から

戸籍制度が利用しやすくなります!

問 町民課 町民窓口係 ☎42-2633

〈どんな風にかわるの?〉

令和6年3月1日から、戸籍法の一部を改正する法律が施行され、以下のことができるようになります。

1. 戸籍証明書などの広域交付
2. 戸籍届出時の戸籍証明書などの添付負担の軽減

1 戸籍証明書などの広域交付

本籍地以外の市区町村の窓口でも、戸籍証明書などが請求できるようになります。

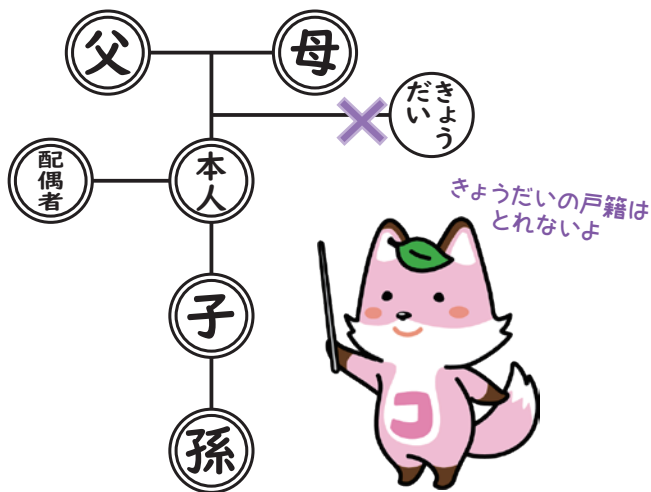
本籍地が遠くにある方でも、お住まいや勤務先の近くの市区町村の窓口で請求できます。

また、ほしい戸籍の本籍地が全国各地にあっても、1カ所の市区町村の窓口でまとめて請求できます。

請求できる方

- ▷本人
- ▷配偶者※
- ▷父母、祖父母など(直系尊属)
- ▷子、孫など(直系卑属)

※死亡した夫または妻の戸籍を配偶者が請求する場合、婚姻後の戸籍のみ広域交付を利用できます。



請求できる証明書の種類と手数料

- 戸籍全部事項証明書 … 450円
- 除籍全部事項証明書 … 750円
- 除籍謄本 … 750円
- 改製原戸籍謄本 … 750円



請求できない証明書

- ▷コンピュータ化されていない一部の戸籍・除籍
- ▷一部事項証明書、個人事項証明書(抄本)
- ▷戸籍の附票、戸籍諸証明(独身証明書、身分証明書など)

ご利用にあたっての注意事項

- ▷戸籍証明書などを請求できる方が、市区町村の窓口にお越しになり、請求する必要があります。
- ▷郵送や代理人による請求はできません。
- ▷窓口にお越しになった方の本人確認のため、マイナンバーカードや運転免許証などの顔写真付き公的証明書の提示が必要です。
- ▷戸籍の記載内容を確認しながら交付するため、当日中に証明発行ができない場合があります。その場合は、再度窓口に来てもらうことになります。あらかじめご了承ください。

2 戸籍届出時の戸籍証明書などの添付負担の軽減

本籍地ではない市区町村の窓口で戸籍の届出を行う場合でも、提出先の市区町村の職員が本籍地の戸籍を確認することができるようになりますので、戸籍届出時の戸籍証明書などの添付が原則不要となります。

戸籍届出時の持ち物など詳しくは、こちらをご覧ください。



町HP